

ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	「部垂の乱」の実態と在地動向
Author(s)	高橋,裕文
Citation	茨城大学大学院人文社会科学研究科院生論集(2): 57-78
Issue Date	2018-12-20
URL	http://hdl.handle.net/10109/13658
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

「部垂の乱」の実態と在地動向

—享禄・天文期の佐竹氏と岩城・江戸氏、国人・土豪層の相剋—

高橋 裕文

【要旨】

享禄二年に起きた「部垂の乱」は佐竹義篤の弟宇留野義元が部垂城を攻撃し小貫氏を自害に追い込み小場氏と結び本宗家と対立したが、これは当初から反乱を目指したのではなくに地域間紛争の上に養子に入った宇留野氏内部からの自立化を目指したもので、その後、地域間紛争が拡大したため、本宗家側が強硬姿勢をとるようになり江戸氏や岩城氏も介入し反乱に転化したものである。

はじめに

享禄二年（一五二九）十月二日に佐竹義篤の弟宇留野義元が宇留野義長と謀り久慈西郡の部垂城へたれを襲って城主の小貫兵庫助俊通を自害させたことをきっかけに、佐竹義篤と対立し天文九年（一五四〇）まで地域を巻き込んだ部垂の乱が続いた。この乱を初めて「部垂十二年の乱」と名付けたのは秋田藩の「佐竹家譜」であるが、その修史事業を担当した岡本元朝は「義元始末」でこれは佐竹義篤に対する部垂義元・江戸忠通・小場義実による謀叛であり、岩城氏を引

き込み大規模な争乱となったと述べたが、これはいかにも勸善懲惡的な表現となっている^②。一方、地元に残る「部垂御城実伝」では天文八年三月部垂義元の叛心を普請奉行の大賀外記が佐竹義篤へ訴えたことが原因であったとするが、なぜ叛心を抱いたのか経過が明らかではない。自治体史の『常陸太田市史』『大宮町史』^④では部垂の乱の原因を義篤・義元の兄弟争いに求め文書や系図・伝承・諸説を多用して考察を試みているが、天文八年に義篤が那須城を攻撃した帰りに突然部垂城を攻撃したなど根拠の定かでない記述が多い。研究としては市村高男氏がこれは佐竹本宗家内部の主導権争いと本宗家に対する一族門閥の不満とが結合した権力闘争であり、佐竹氏の地域権力形成過程における第二のハードルであるとするが、はたして最初から義元が小場氏や長倉氏と結んで本宗家に反乱を起こしたのである^⑤か。佐々木倫朗氏もこの乱の原因を義篤の権力強化に対する諸豪族の反発にあったとし、その紛争があったのは久慈川流域であったとしたが、義篤の権力強化と諸豪族の反発という対立はいつの時点からなのである^⑥か。これに対して山縣創明氏はこれま

での研究では乱の内実は実証的に明らかになつていかなかったが、この乱こそが佐竹氏の自立的権力確立の画期であるとした。そのバロメーターとして、幕府を通じた官位による権力確立を強調したが、なぜ義篤が任官されたはずの右馬権頭をその後用いず大膳大夫を名乗っているのかなど考えるべき余地が残されている。

このように、部垂の乱は実態解明が十分に深められないまま佐竹氏の権力確立過程での内乱とされてきたが、やはり当主になつた義篤や岩城・江戸氏との関係、および在地勢力の動向など基礎となるべき実態を歴史の進行に沿って解明することが先決であろう。そうした上で、課題となるのは①部垂の乱の原因は何かを権力の側と在地の側から考え、そして②乱がどのような過程を経て展開したのか、③乱がどう終息したのかを具体的に解明し示すことである。ここではこれまで使用されてきた秋田藩家蔵文書などで年代の不明なもの、発給者の明らかでないものを再検討し実態追究を行いたいと考える。

第一章、佐竹領の状況と部垂の乱

一、佐竹義舜による政治的秩序の形成

a、山入の乱の克服と支配権の回復

さて、応永十四年（一四〇七）に始まる佐竹の乱は一括して一〇〇年間の内乱といわれるが、その内実は①佐竹義憲と山入氏などとの戦い（山入の乱前期）、②佐竹義俊と義実兄弟の争い、③佐竹義舜と山入氏および江戸・小野崎氏などとの戦い（山入の乱後期）の三段階におよぶ。とくに③では佐竹本宗家の義舜が山入氏

により太田城から追い出され長期間流浪せざるを得なくなり、その権力回復のため岩城氏など外部勢力の介入を求め、一時は和睦に至つたが、最終的に孫根・東金砂・大門での攻防を経て永正元年（一五〇四）に太田城を奪還して山入氏を滅ぼし、権力を手中に収めた。その経過を示すのが次の文書である。

【史料一】佐竹義舜官途状写（『栃木県史』史料編二、小田部庄右衛門氏所蔵文書六一、一九頁）

孫根以来数年之忠節、金砂・大門両所之動神妙之至候、於御本意之上、一廉可レ有「御恩賞」候、因「茲受領之儀御心得候

謹言

（文龜二年）
六月廿八廿

（佐竹）
義舜

塩谷越前守殿

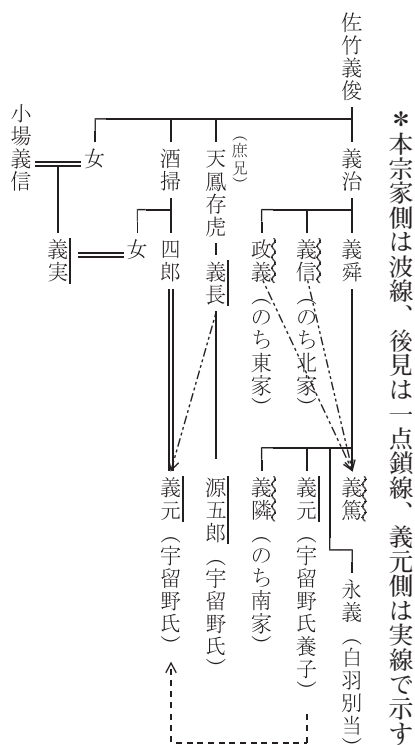
b、永正十四年、佐竹氏の家中秩序

このように権力を回復した義舜であるが、古河公方政氏・高基父子の内紛が始まると関東の領主はいずれかに味方するよう求められ、佐竹氏は父の政氏を支持し、江戸・小野崎氏は長男の高基を支持し対抗した。しかし、永正七年佐竹氏と江戸氏は和睦し、義舜は家格向上（一家同位）、人返しの起請文を江戸氏に与えた。このように紛争の解決策として佐竹氏権力は家中秩序の確立と百姓層の定住化という方向を採つた。

こうした中で、永正十四年の久慈郡薩都宮奉加帳において佐竹当主・一族・家臣が名を連ねているが、この中で（佐竹）義舜、（佐竹北）義信、（同東）政義の三人だけが姓を名乗らず官名と実名の

み記されている。それ以外の佐竹氏一族、小野崎氏一族の者がすべて姓を名乗っていることから、これは佐竹姓を名乗ることを前提としていると見られる。この後、義信と政義は次の当主となった義篤の後見となり佐竹姓を名乗り北・東家と称され後の三家の元となった^⑩。また、この中で小場義実については佐竹本宗家と北・東家に次いでその名が記されており一族の筆頭扱いられていたことが知られる。小場氏は有力な佐竹一族であったが、山入の乱では山入方として瓜連熊野堂、引田箭野方、つほひ酒方を押領していた。しかし、文亀元年（一五〇二）十一月には佐竹義舜に帰服し一字名を与えられ義実と名乗っている^⑪。また、この奉加帳で小場義実の妻として宇留野氏（源女孤松軒宇留野）の名があげられているが、これは宇留野氏の初代の酒掃の娘と見られる。これらの関係を後考も含め図化するると次のようになろう。

【図一】佐竹氏略系譜



二、義篤初期の地域間紛争の拡大

a、佐竹義篤の初期支配と矛盾

永正十四年（一五一七）三月十三日佐竹義舜が亡くなると幼い義篤が一歳で家督を継ぎ、先の佐竹北義信・佐竹東政義が後見となった。これを示す史料として次のような同年閏十月十九日石井隼人助充ての連署書状がある（年代比定は明応七年とされてきたが佐々木倫朗氏により永正十四年に改められた）。

【史料二】北義信・東政義連署書状写（秋田県公文書館所蔵、

『茨城県史料』中世編Ⅳ、秋田藩家蔵文書一五一

一〇、三一七頁、以下秋田公蔵、『茨史』中Ⅳ、秋家

蔵と略す）

此度忠節神妙之至候、然者、横瀬兵庫御恩之地申成可^レ遣候、

前々抱候御恩之地をハ可^二返上^一候、謹言

壬十月十九日

（北義信）
（花押影）

（東政義）
（花押影）

石井隼人助殿

この内容は北義信と東政義が石井隼人助に対し、この度の忠節は神妙であるので、横瀬兵庫の御恩の地をその要望により遣わし、代わりに前々から抱えていた御恩の地を返上するようにということであつた。これはこの度の戦いで忠節を認めすでに与えられていた横瀬兵庫の御恩の地を召し上げて石井隼人助に与えることであり、そのため石井氏の抱えていた御恩の地を返上させるといふのであるからこれを替地として横瀬氏に与える算段であろう。しかし、この

ことは先代の佐竹義舜による給恩関係を否定するものであり、これが最初の治政であるからして今後は御恩の地でも召上げられることがあるということになる。ここで石井氏が所持していた御恩の地を「前々抱え」と呼び事実上の預け地並みの扱いとしているが、これは佐竹氏の支配地のうちから御恩として与えられたもので、当主が代替わりすればその知行権は必ずしも保証されないということになる。これはさらに言えば領主層の本領についても佐竹氏の特段の安堵がなければ保証はしないということになる。であるから、領主同士の土地紛争が起きた場合は相互の交渉か実力行動に任せることになり、これが難航した場合は有力な第三者の中人による仲裁が行われ解決することになるが、若い義篤と北・東氏にも当然そうした役割が求められるはずである。

永正十六年に義篤は一三歳で元服するに当たり初めて次のような真崎氏充ての判物を発給したが、その花押がいかにも拙さを残しているのに対し（史料三、ここでは市村氏の言うような偽文書説はとらない）、同じ日に佐竹北義信は滑川氏充てに袖判の判物を発給しており（史料四）、義篤の判物と比べて尊大さを示している（図一、花押）。このように、後見とは言っても北義信が主導権を握っていることは外見的にも明白であった。また、義篤の弟の義元を支援する側ではなく一族の宇留野氏の養子に出し佐竹姓から外したのに対し、次の弟の義隣を手元に置き重用したことも兄弟の確執を生む要因となった。

【史料三】佐竹義篤名字状写（秋公藏『茨史』中IV、秋家藏

一七―三八、三四二頁、花押A)

義直

永正十六年己卯十二月六日

義篤（佐竹）（花押影）

真崎彦三郎殿

【史料四】北義信名字状写（秋公藏『茨史』中IV、秋家藏八一

三九、二五〇頁、花押B)

義信（花押影）

信通

永正十六年

十二月六日

なめ河兵庫助殿

【図一】花押比較



b、地域間紛争と岩城氏による調停

そうした佐竹義篤の治政初期の状況を示すのが次の年末詳の大山因幡入道充て岩城由隆書状である（文中で義篤の治政に関して傍線を引く）。

【史料五】岩城由隆書状写（秋公藏『茨史』中IV、秋家藏七一

一一、一二三頁）

態以「使者」申候、抑野口之一儀、去年以「誓書」取刷之事申

越候間、度々以「代官」雖「申届候」、于「今不」調候、因「之」火急「二」旁覚悟候哉、先以無「余義」存候、雖「然」、府中・小田被「取合」候故、御洞之人事も不「相調」候哉、然者時節之事、能々有「思慮」一而、調造左無「之」様、御擬専「一」候、義篤御若年事候間、今程以「御自訴」事侍らん事、不「可」然候、我々事も雖「不」珍申事候、「那須口動之事偏御力を憑入、不「叶」迄も可「成行」事、無「二」存詰候条、既日限迄雖「相定」候、義篤御洞中区々由承候間、任「御意見」相延候、况旁御事者可「被」遂「鬱憤」迄二て、当座義篤御苦勞候ハん事者口惜候、此段有「納得」一而、御息石塚越州へも御意見可「在」御前「候」、時宜条々彼口上「二」任「之」候、恐々謹言

九月廿四日

由隆（花押影）

大山因幡入道殿

この文書の年代比定としては、文中に「義篤御若年」とあり部垂の乱にまつたく触れていず、また岩城由隆は永正八年・同十六年・大永三年に判物を発給していること⁽¹²⁾から、この最後の「大永三年（一五三三）前後で、元服後の義篤一七歳の頃と推定できよう。

ここでは岩城由隆は大山氏の野口（常陸大宮市野口）での領地争いについて誓書（起請文）をもって調停を行いたびたび代官を遣わしたが、不調となつたため実力行使の覚悟を求めている。野口は那珂川中流左岸で緒川^{おがわ}の合流点にあり水運と街道の要衝で野口宿も形成されていた⁽¹³⁾。では、この相論の相手方とは誰なのであろうか。野口は高久^{たかく}氏の始祖の景義が野口村に住した所であり後に那珂西郡高

久に移り高久氏を称したが、正長元年（一四二八）野口の戦いで高久右馬助入道が山入方に与し大山義俊に討ち取られている⁽¹⁴⁾。また、後述するように天文九年（一五四〇）長倉義忠もここで戦死していることから、この頃には長倉氏の支配も及んでいたと考えられる。

山入の乱では佐竹義舜を支え続けてきた大山氏であったが、義篤が若く御自訴（直に訴えること）をもってしても恐れ入る（かたじけなく思う）ことはできないとし、義篤治下になつてからは紛争解決で岩城氏を頼つたのであつた。また、府中（大掾慶幹）と小田（小田政治）の間にも「取り合い」⁽¹⁵⁾紛争が起きており、佐竹洞中の人事にも動揺が広がっていると、この時節は思慮が必要だと述べている。岩城氏は那須口への急ぎの出兵を求められていたが、義篤の洞中は区々になつているので、意見を申し立て引き延ばしていた。それにもまして、方々（大山氏と相手方）のことは鬱憤を遂げるまになつており、当座の義篤の苦勞は口惜しいとし、息子の石塚氏に御前に進言してくれるよう述べている。

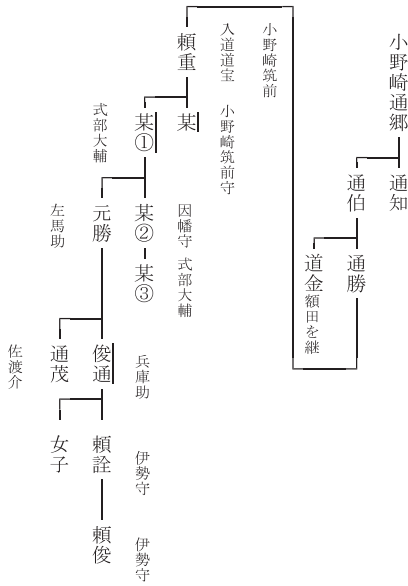
これによれば、岩城由隆は在地では中人として仲裁の依頼が集まつているのでむしろ自分の方が義篤の後見にふさわしいと自負しているようである。その一方で、大山氏の息子の石塚氏を通じて義篤の御前に諫言するよう求めているが、この佐竹氏の「御前」とは義篤とそれを補佐する佐竹北義信・東政義の合議機関を指すと思われる。しかし、そのような岩城氏の仲裁をもつても大山・長倉氏や高久氏との野口をめぐる紛争は解決できず一触即発の状態となつていた。

第二章、部垂城小貴氏と宇留野城宇留野氏の立場

一、部垂城主小貴氏の宿老的立場

a、部垂城主小貴氏の宿老的立場

さて、ここで問題となるのが部垂の乱の舞台となる部垂城の城主小貴氏の立場である。その出自は小野崎氏の分流であり、「康応記録」⁽¹⁵⁾では「義宣（貞義の孫）御代より宿老なり」、「当方中古より宿老なり」とあり、代々宿老を務めていた家柄であった。文明年間江戸通長書状に小野崎越前守（通綱）の佐竹氏への出仕の取扱をしていた小貴伊勢守・同安芸守の名が見られるが、この二人の立場も佐竹氏の宿老に当たるとであろう。山入の乱の和睦交渉時の明応二年（二四九三）に押領された土地の申告を小貴式部大輔と小野崎筑前守がしているが、次の小貴氏系図で見ると、小貴式部大輔は俊通の祖父で、小野崎筑前守はその兄に当たる（左図に傍線で示す）。



※①親頼、②経元、③盛頼と推定

小貴氏も近隣の宇留野氏との紛争を抱えており、永正元年六月に小貴親頼は野上太郎右衛門が宇留野における戦いで忠信の働きをしたので久慈窪（常陸大宮市上大賀）下の内八貫五〇〇文の地を返している。

【史料六】小貴親頼判物写（秋公蔵『茨史』中IV、秋家蔵八一二十五、二四七頁）

此度於「宇留野」忠信、よつて先以久慈窪下之内八貫五百文之所帰候、弥奉公可レ致也、謹言

永正元年六月廿八日 親頼（小貴）（花押影）

野上太郎右衛門殿

この判物を発給した親頼は年代から見て小貴式部大輔であろう。しかし、小貴親頼はその後亡くなったようで、永正二～三年には（小貴）経元が野上二郎右衛門に書状を発給し奉公に励むよう督促している⁽¹⁶⁾。この経元は系譜で言えば頼重の次男式部大輔の長男因幡守に当たるであろう。その後、永正九年四月に野上次郎衛門尉が上那須原一戦で奮戦し負傷したため恩賞として久慈窪の内二貫文の所を（小貴）盛頼より与えられている。

【史料七】小貴盛頼知行充行状写（秋公蔵『茨史』中IV、秋家蔵八一三〇、二四八頁）

此度上那須之於「福原一戦」、動候て手負、同馬（同）きらせ候、神妙候、然者恩賞久慈窪之内式貫文之所差添遣候也、謹言

永正九年四月吉日

盛頼(小貫) (花押影)

野上次郎右衛門尉殿

さらに、永正十六年七月にも老目奉公を励んだので横瀬(常陸大宮市鷹巣)の内三貫文を与えられている。

【史料八】小貫盛頼知行充行状写(秋公藏『茨史』中IV、秋家

藏八―三二、二四八頁)

老目奉公は(勅)候間、横瀬之内三貫文之所差加遣_レ之候也、

弥奉公いたすべく候也、仍證文如_レ件

永正十六年七月廿七日

盛頼(小貫) (花押影)

野上次郎右衛門殿

この小貫盛頼は系図で見ると因幡守(経元)の子式部大輔に当たると見られる。ただし、野上氏の小貫氏への奉公はこの盛頼までで、その後系統が断絶し、叔父の元勝が家督を握ると主従関係は途絶えるが、これは小貫氏の家督をめぐる内紛があったためと考えられる。

b、小貫氏内紛後の部垂城

かわつて、享禄元年(一五二八)五月野上太郎五郎は今般北宿外張で親子とも粉骨の働きをしたため宇留野義元よりかつ、山を増恩された。

【史料九】宇留野義元感状写(秋公藏『茨史』中IV、秋家藏八

―三二、二四八頁、花押C)

今般於_二于北宿外張_一、親子粉骨之動無_二是非_一次第候、依_レ之か

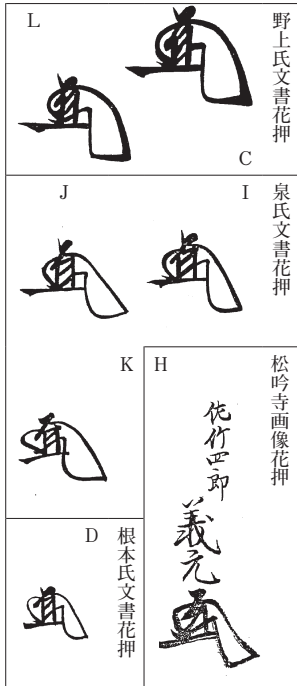
つ、山令_二増恩_一候、此上尚々可_レ励_二忠心_一者也

享禄元年五月十八日(宇留野義元) (花押影)

野上太郎五郎殿

ここで花押を記している人物はこれまで不明とされてきた。しかし、この人物は天文九年(一五四〇)正月十一日にも野上次郎衛門に「今度、取乱最中、城中樞_レ与有_レ之」と感状を与えていることから(史料二〇)、これは部垂城に籠城し最後の戦いをしてい部垂義元のこと、花押の形から見てそれ以前の宇留野義元に当たると泉氏藩家藏文書の花押を調べてみたところ、当該する野上氏文書と泉氏文書の花押は部垂義元の花押と一致する。次に、関連する諸文書の義元の花押一覧を示してみたい。

【図四】宇留野・部垂義元の花押一覧



前出の北宿外張_{とばり}とは、部垂宿の北宿の防御施設(陣営の前方一五町ぐらいまでをいう)を指すと見られるので(江戸時代の大宮宿には南町に対して北町、搦手_{からめて}があった¹⁹)、部垂宿は南北に分かれ、それぞれ戸張を設け城下町化していたことが知られる。このことか

「部垂の乱」の実態と在地動向―享禄・天文期の佐竹氏と岩城・江戸氏、国人・土豪層の相廻―

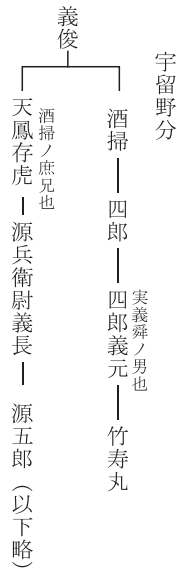
ら、すでに享禄元年には宇留野義元による部垂城総攻撃は始まっていたと言えよう。

二、宇留野城主宇留野氏の立場

a、二系統の宇留野氏

ところで、義元が入嗣した宇留野家内部には佐竹義俊の二子存虎と酒掃の二つの系統があった。正宗寺本系図によればそれは次のようである。

【図五】正宗寺本当家系図、東京大学史料編纂所影写本



このうち義俊の子酒掃が宇留野氏を名乗りその子四郎は依上の妻倉で討ち死にし、その後養子に入ったのが義元である。酒掃の庶兄の天鳳存虎については、はじめ僧となり後に還俗して、山入の乱の時に山入氏義に与して大縄甚六のために殺されたが、その子宇留野義長は義舜に従い文亀二年（一五〇二）山入氏義を亡ぼした祝いの酒宴で狂言を舞っている。²⁰ 義元と義長の関係については四郎の戦死後幼い佐竹義舜三男義元がその名跡を継ぐため養子に入ったのを義長が大伯父として後見したと考えられる。佐竹氏が義元を養子とさせたのは兄弟が後継者問題で並び立つのを防ごうとしたためである

う（次男永義は修験の白羽別当となっている）。宇留野義長は後述するように源姓や佐竹姓を名乗り佐竹家中での高い家格意識を持っていた。そこへ四郎の後継者として佐竹義篤の弟の義元が預けられたが、その成長に従い宇留野城に二人の城主が並び立つことになるため、義長としては義元を自立化させる必要があったと考えられる。

b、宇留野義元の部垂城攻略

先述のように宇留野氏との紛争を抱えていた部垂城主小貫氏は一族の内紛で家臣が分裂しその一方が宇留野氏に味方するようになっていた。そこで、享禄元年五月、宇留野義元は小貫氏の元家臣野上氏を加え部垂城を南北から攻撃した。そもそも、久慈西郡の部垂城は山入の乱で太田城を追われた佐竹義舜が孫根城から部垂城に進み太田城を奪還しようとしたほどの要衝であった。²¹ 部垂城奪取は、義元にとつても宇留野城とは比べものにならないほどの勢力を手に入れることになったであろう。こうして、享禄二年十月二日に宇留野義元は大伯父の宇留野義長と謀り部垂城を襲つて城主の小貫兵庫助俊通を自害させた。²²

その後も戦いは続き、享禄三年二月吉日、部垂義元（部垂城主となったので以後部垂姓の通称で呼ぶ）は（根本）新兵衛に対して忠節により重ねて六貫文の在所を充て行っている。

【史料一〇】部垂義元判物写（秋公蔵『茨史』中IV、秋家蔵六

一三〇、二二二頁、花押D)

六貫文在所□^{（印）}之候、依「忠節」重而可「被」当行「候」、謹言

(花押影)

〔根本力〕
□新兵衛殿

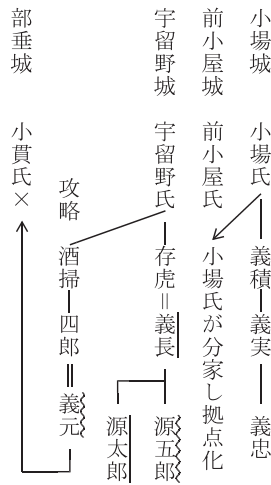
この充所の新兵衛は根本氏系譜にその名はなく、この文書を所蔵していた根本五郎左衛門のことを記した「諸士系図」にも先祖の記載はない。しかし、弘治年間の甲神社奉加帳には根本掃部助、根本新七、根本新三郎、根本太郎右衛門、根本大学、根本藤左衛門など記されており新兵衛も部垂の北の上根本か南の下根本の土豪と見られる。

c、加倉井妙徳寺との関係

ところで、この乱の経過が日蓮宗の加倉井妙徳寺過去帳に詳しく載せられているが、これはなぜなのであろうか。後のことになるが、天正十二年（一五八四）正月十二日妙徳寺棟札の中央には「守護重通代宇留野源太郎殿」とあり、さらに末尾に「加倉井、水戸、太田、部垂、成沢之衆旦等」と記されている。これによれば、太田・部垂にも日蓮宗信徒がいたが、その中でも江戸重通代とされた宇留野源太郎は宇留野義長の次男で天正年間には佐竹氏の重臣となっておりかつ日蓮宗信徒として江戸氏にも両属していた。その父の宇留野義長（源兵衛）は法名を日證といひ、日の通字から日蓮宗信徒であったとみられる。それは日蓮宗の赤浜村妙法寺鱗口に「施主佐竹源兵衛義長并源七郎義氏女沙経尼志者広宣流布、天文十一壬寅六月日」とあることから確認できる。加倉井妙徳寺（水戸市加倉井町）は江戸氏の家臣加倉井氏の外護する日蓮宗寺院であり、以前より宇

留野義長や太田・部垂の信徒を通じて部垂の乱の状況は逐一知らされ、同時に江戸氏の耳にも入っていたと考えられる。ここで以後の動向も含め部垂の乱における人物・居城関係を整理すると次のようになろう。

【図六】部垂の乱相関図*傍線は日蓮宗信徒、波線は乱の戦死者



第三章、義篤側の攻勢と義元側の地域間連携の動き

一、天文三・四年の地域間紛争激化と佐竹氏による武力解決
部垂の乱は宇留野義元が部垂城を奪ってからは沈静化していたが、これは当初は反乱というより地域間紛争として捉えられていたためと考えられる。しかし、天文三年（一五三四）になると高久氏の城が落ち、さらに天文四年十月十八日には下小瀬で合戦が行われ河崎城が落城している。下小瀬氏は小瀬氏の庶子家であるが、これを攻撃した佐竹義篤家臣の川井信忠も討ち死にしている。天文四年十二月七日になると高久義貞が反乱を起こし佐竹義篤により再び城を落とされた。しかし、その後和睦し、天文十二年七月九日奥州窪田の戦いで帰陣の際に関山で父子ともに戦死している。

天文四年七月二十六日には、義篤は大山孫次郎に起請文を与え「筋目至候、向後者不_レ相替_一候者、於_二義篤_一も毛髮不_レ可_レ有_二余義_一事」と再び誓約を渡して協力を約束させており、佐竹本宗家への忠節を励めば義篤も余儀はないと誓っている。

【史料一】佐竹義篤起請文写（秋公藏『茨史』中IV、秋家藏七二二七、二二七頁）

以前以_二誓書_一申合候、已来毛頭「」条候、然者重而□
名承候、筋目至候、向後者不_レ相替_一候者、於_二義篤_一も毛髮不_レ可_レ有_二余義_一事、「」者

上者梵天・帝尺、下者堅牢地神・八幡大井・摩利支天・惣者日本国中大小神祇可_レ有_二照覧_一、

仍起請文如_レ件

天文「^(四年)」乙未

七月廿六日義篤（花押影）

大山孫次郎殿

これは先述のように、これまで大山氏が高久氏や長倉氏との野口をめぐる相論で岩城氏に仲介を頼んでいたが、一向に解決が進展せず実力行使をせざるを得なくなったため、仲裁を佐竹義篤に変えて度々誓書をもつて自訴していたものであろう。これに対し佐竹氏側も調停に入る前に忠節を求める起請文を渡したと考えられる。

二、天文三・四年の江戸・岩城氏の介入

a、天文四年の額田石神合戦

また、天文三年閏正月十三日、佐竹義篤は石神小野崎通長（大蔵大輔）にも起請文を与えている。

【史料一】佐竹義篤起請文（『茨史』中IV、阿保文書三一、二二八頁）

起請文

一、其方神名之筋目、毛頭不_レ相替_一候者、於_二向後_一不_レ可_レ有_二別条_一之事

一、於_二自今以後_一も其方、自分之走廻、大細事共_二不_レ被_レ存_一

無沙汰_一候者、可_レ加_二懇切_一事

一、無_二二被_レ存_一奉公_一上、万_一横合義出来候共、任_二筋目_一可_レ

及其_二刷_一事

若此条々偽候者

上二ハ梵天帝釈、下二ハ堅牢地神、当国守護鹿島大明神、

別仕而者八幡大井・摩利支尊天、惣而者日本国大小神祇可_レ

有_二照覧_一候、

如_レ件

天文三年潤正月十三日

小野崎大蔵大輔殿

義篤^(佐竹)（花押）

これは第一条では、神明に誓って佐竹本宗家への忠誠を求め、それが今後変わらなければ別条ないことを誓い、第二条では以後も義篤への奉公を尽くせば面倒を見ると約束をしている。第三条で

は、横合いから口を挟まれても筋目の通り実行するよう神仏の名をあげて約束させている。この起請文も先の佐竹義篤の大山氏充ての起請文同様、所領紛争の調停を佐竹義篤が行う際に紛争当事者双方との間で交わしたものの一つであろう。起請文の内容が佐竹氏に対する忠義や奉公を求めているのは調停の前提として権利を委任し調停に従うという意思確認が必要であったからである。

この所領相論について、園部状に「殊ニ額田と石神、境之地ニ付而、連々鉾楯」とあり、額田小野崎氏と石神小野崎氏が所領の境のことではしばしば合戦を行っていたという。おそらく、佐竹氏への訴訟前後でも両小野崎氏の間で激しい実力闘争があったのであろう。しかし、最終的に佐竹氏は額田小野崎氏を支持し後述するように武力解決を促している。

b、江戸・岩城氏の介入

天文四年八月二日になると岩城重隆（成隆）が江戸忠通（彦五郎）に加担して佐竹領に出兵してきた⁽³³⁾。これは佐竹氏が地域間紛争を調停ではなく一方を支持して武力で解決しようとしたことに対し、これを牽制するため江戸氏の要望で岩城氏が佐竹領への介入を始めたものと見えよう。同年九月二日には増井正宗寺（常陸太田市増井）が別当を兼ねる村松山日高寺（虚空蔵堂、東海村村松）の堂塔がごとごとく回祿（炎上）しているが、これは侵攻してきた岩城氏の水軍によって焼かれたものと思われる。また、同年九月には石神小野崎氏（通長）と額田小野崎氏（盛通）の間で「石神乱」といわれる合戦が行われ、佐竹義篤方の額田小野崎氏により鎮圧され、額田

氏は太田に対して無二の奉公をしたとされた⁽³⁵⁾。これは佐竹氏が両者の紛争を自らの調停で解決するのではなく額田小野崎氏を支持して武力で決着させようとするもので権利や由緒を無視したものであった。

三、伊達氏による佐竹氏と江戸・岩城氏の和睦

そうしたことについて、（天文四年）十一月二十七日付け佐竹氏家臣の岡本掬月齋（曾端）充ての伊達植宗書状がある。

【史料一三】伊達植宗書状写（秋公蔵『茨史』中IV、秋家蔵一〇一—一四〇、二九六頁）

態令^レ啓候、抑今度就^二岩城弓矢^一、去年以往御当方へ申合候上、去秋至^二于四倉^一張陳、從^二其口^一後詰之御行相待候処、蘆名方・田村方無為之儀催促、殊更^(顯村)禪長寺東堂被^レ企^二芳駕^一、被^レ成^二陣^一、彼一儀懇望候キ、然間為^レ始^二厥方^一相談候、旁当方同然之和睦、第二之篇目仁申出候条、於^二岩城^一承諾之上、令^二落著^一候ツ、然処此度江戸彦五郎方為^二荷担^一、成隆中途へ出張、覺外之刷言語道断候、此則^(佐竹)者義篤任^二申談筋目^一、雖^レ可^レ致^二厥動^一候上、和融一決之上、無^二幾程^一可^レ及^二再乱^一事、外聞奈何之由、加^二遠慮^一、御両所へ為^二使者^一申立候、被^レ差^二捨万障^一、御当手岩城被^レ属^二御円味^一、就中江戸彦五郎方江同意之衆有^二免除^一、御屋裏被^レ相静^一候様、能御意見肝要候、巨細道作齋任^二口上^一、閣筆候、恐々謹言

十一月廿七日

左京大夫植宗（花押影）

謹上 掬月齋〔岡本曾端〕

*御当方：佐竹氏、〔坂方〕掬月齋、御当手：佐竹方、〔塩味〕円味：物事をほどよく処理すること

この書状の年代比定として、伊達植宗の花押（図七E）は『中世法制史料集』第一卷（岩波書店）の佐藤進一氏の植宗花押分類で第三期天文五年前後とされている。さらに、文中の「今度就^二岩城弓矢^一」は岩城氏と伊達氏の合戦は「異本塔寺長帳」にある天文三年の東国大乱合戦に当たると考えられる。これは岩城氏が娘を伊達植宗の嫡子晴宗に嫁がせる約束に反し白川氏に嫁がせようとしたため伊達・蘆名・二階堂・石川氏らが岩城・白川氏を攻撃したことによる。^{〔坂〕}文中で、岩城・佐竹合戦につき、「去年以往」は去年以前に佐竹氏と申し合わせをしたとあるので、この去年とは先の合戦の年の天文三年に当たり、その翌年の天文四年がこの書状の年となる。秋田藩の『佐竹家譜』上巻（一五四頁）でもこの植宗書状を天文四年のものとしている。

この内容としては、去る天文三年秋、伊達植宗は岩城氏と合戦に及ぼうとした時、佐竹義篤に後詰めを頼んだが、蘆名・田村氏、禅長寺（題材西堂、岡本曾端の兄）の取扱いで伊達・佐竹・岩城氏が和睦することになった。ところが、今年天文四年（一五三五）になり、江戸通泰に加担して岩城氏が佐竹氏領に出兵したことに怒り、佐竹・岩城両氏に使いを出し、万障を捨てて、岩城・佐竹氏が和睦し、義篤には江戸彦五郎同意の衆を赦免し、屋裏（洞中と同じ意味）が静まるよう、掬月齋（岡本曾端は佐竹義舜より領地を与えられ佐竹家

臣となっていた）から意見を加えるよう述べている。

これによれば佐竹氏家臣の中にも江戸彦五郎同意の衆がいたことになるが、これは九〇十二月にかけて反乱を起こした高久義貞（江戸領六反田六地藏寺旦那）やこれまで江戸氏が擁護してきた石神小野崎通長のほか加倉井妙徳寺の日蓮宗信徒であった宇留野義長父子も含まれるであろう。これは当然、江戸氏の要望によるものであり、石神小野崎通長、高久義貞は赦免され敗北後の不利な状況から脱し、宇留野義長は討伐対象から外されたと考えられる。十二月、岩城重隆は岩城領への帰陣の際、大窪（日立市大久保町）で佐竹の野伏に打たれたとされるが、重隆は無事帰還しているのでこれは身代わり戦死であろう。こうした調停の結果、佐竹領内の紛争は一旦鎮静化した。

四、天文五年の宇留野氏の動向

a、宇留野義長の白川領入り

こうした中で、天文五年二月二十七日、源義護が八槻近津社（福島県棚倉町八槻）へ立願状を捧げ、今度遠行下向し子孫繁昌のため一所を寄進すると祈願している（花押Fは『棚倉町史』第二巻、一〇二二頁にあり）。

【史料一四】源義護願文（『茨史』中V、八槻文書九、五一〇頁、

花押F）

立願

敬白

右、至_二于_レ特別当房旅宿、今度遠行下向、存分義相調、属_二本意_一之上、一所御神領可_レ有_レ之候、義護子孫繁昌、御神力可_レ合給者也

天文五年二月廿七日

源義護（花押）

近津

この八槻近津社は先に佐竹義舜が編入し佐竹領となった依上保の北にあり、白川領に属していた。神社の別当房の旅宿に到着した源義護は遠行下向してきたのであるから、佐竹領から来たことになる。このように佐竹領から来て、源姓を名乗っていることから義護は佐竹一族と見られる。ここでは、存分（思い）が本意に属した場合は一所を神領に寄進すると述べ、子孫繁昌を願っているが、土地まで寄進しようというのであるからこれは単なる参詣ではなく白川領に何らかの存意を抱いて入ろうとしたことを示しているよう。

さらにまた、この源義護に当たると思われる義護の書状がある。それは、年不詳八月二十二日付の白川七郎殿（直広（晴綱））充て義護書状である（義護の花押Gは『福島県史』第七卷、九二七頁にあり）。

【史料一五】義護書状（東京大学文学部日本文学研究室所蔵、

『福島県史』第七卷、遠藤白川六〇、四六七頁、花

押G）

那須口通路不自用故、良久不_二申承_一候、以外此事候、余二御等閑之体候間、令_レ啓候、重隆仰談、義護身体、御引取偏頼入置候、其已往者、如何様御兵議候哉、時々刻々御床敷候、重隆・

義篤之間、無為之儀、江戸彦五郎走廻候由、其間候、不_レ可_レ有_二御油断_一候、節々岩城江、御諷諫専一候、諸余重而可_二申述_一候間、令_レ略候、恐々謹言

八月廿二日

義護（花押）

白川七郎殿

この年代比定については『福島県史』第七卷では天文十年としているが、同年の佐竹・白川氏の和睦による東館破却のことが記されていず根拠は薄い。むしろここでは書状の遅れの原因として那須口通路の不自用（不自由のこと）を上げており、これは天文五年に那須氏と宇都宮氏が係争地となっていた喜連川五月女坂で合戦している⁽³⁶⁾ので、この書状は天文五年のものと思われる。

内容としては、那須口が不自用のため長らく申し承っていないかったが、岩城重隆の仰談として「義護の身体を引き取って貰うよう頼み入る。それ以降どのような兵議（いくさの相談）がなされているのか知りたい」と伝えている。しかし、（義護としては）岩城重隆と佐竹義篤との間が無為になったのに江戸彦五郎が走り廻っている⁽³⁷⁾ので油断しないよう、岩城氏に諷諫することを頼んでいる。この義護は岩城氏や白川氏を実名で呼んでおり、那須口の通行の不自由さに触れ、かつ身柄の保護を岩城氏から白川氏に依頼されるような人物であるが、これは部垂の乱の原因ともなりその後赦免された宇留野義長ではなからうか。これによれば岩城氏は白川氏に兵議を申し入れ、江戸氏も岩城・佐竹氏間が無為になったにもかかわらず奔走していることから、これは白川氏も巻き込んだ佐竹領への再介入の

「部垂の乱」の実態と在地動向―享祿・天文期の佐竹氏と岩城・江戸氏、国人・土豪層の相廻―

企てがなされていたと考えられる。

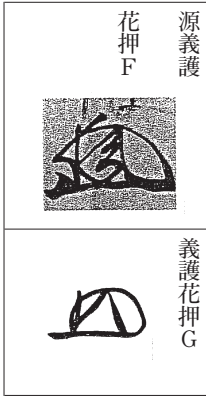
これらを整理してみると義元より赦免された宇留野義長（源義護）がまず天文五年二月に奥州南郷に下向し八槻近津社に立願状を捧げ、ついで八月に岩城氏の口添えで白川氏に身柄の受け入れを求めたということになる。

花押は南郷に入った時点では佐竹氏張りの堂々たる花押で新天地での再起の決意を示していたが（図八、花押F）、白川氏に充てた書状の花押は大枠はほぼ同じであるがややシンプルになつて（花押G）。それにしても、源義護はなぜ源の氏の名を外したのであろうか。また、八槻より白川領に入ろうとしていたのになぜ那須口の通行の困難を白川氏充て書状の遅れの理由にしているのであろうか。これは、山入氏滅亡後、下野で流浪していた氏義の子義盛（義護ともいう）が宇留野義長の名乗り（義護）が同じであるためとにも花押を変えて白川領に入ろうとしたのかも知れない（義盛は天文十四年下野で亡くなっている）。

【図七】 伊達種宗花押



【図八】 宇留野義長花押一覽



では、義長は当初なぜ氏の名である源を名乗っていたのであろうか。それは藤原氏であった白川結城氏に対等な関係で客分として迎

え入れてもらおうとしたからではなからうか。しかし、寺社に対しての奉加帳でも源の名乗りは佐竹本宗家や三家に限られていたのであり、あえて立願状で義長が源氏を名乗るのは佐竹本宗家に次ぐという高い家格意識があつたと思われる。しかし、佐竹・岩城氏間が平和であれば岩城氏の斡旋で白川氏の元へ移ることができたが、戦いともなれば敵味方の去就をはっきりさせなければならず赦免は取り消しとならざるを得なくなる。であるから書状にあるように江戸彦五郎の行動は警戒すべきものであり、白川氏から岩城氏に押し止まるよう諫めて貰う必要があつた。

b、宇留野源五郎の出走阻止

一方、宇留野義長の長男源五郎は惣領として宇留野城を守るためそのまま留まっていたと考えられる。ところが、年末詳十二月三日の佐竹義篤書状で、宇留野源五郎が沙汰の限りのことをして出奔したのでその方へ行つたならば袋田月居城中に入れないよう城主の野内単人助に急報している。

【史料一六】 佐竹義篤書状写（秋公蔵『茨史』中V、秋家蔵

四八一四、二二〇頁）

態申しつかハし候、よつてうるの源五郎さたのかきりをあたし、
此方しりそき候、万一そのくちへ罷越候ハ、城中などへいれ
へからす候、心へのため二ひきやくをつかハし候、かんきに候
とも用心いたし候へく候、尚以目とをりなりともゆきあひ事、
かなふへからす候、謹言

十二月三日戊剋

これから考えて宇留野源五郎はこれ以前は義長同様赦免の身で佐竹義篤のもとに出仕していたが、何らかの事件があり義篤とは敵対関係となったと思われる。義篤の激しい怒りようから、この事件とは先の江戸彦五郎による岩城・白川氏の佐竹領再介入の企てが露見したと思われる、源五郎の関与も当然疑われたであろう。このため宇留野源五郎は宇留野城から脱出し父のいる白川領へ行こうとしたものの義篤に先手を打たれ佐竹領からは出られなくなり、やむをえず宇留野城に戻つたとみられる。

第四章、部垂の乱の激化と終息

一、戦間期の佐竹義篤の外交

a、天文六年の佐竹基親の東国派遣

こうした中で、天文六年幕府より佐竹義篤に使節が派遣されることになった。同年三月二十一日、幕府内談衆大館常興（尚氏）は奉行人に充て「為御使」、佐竹新介東国下向之由候、御過所事御調進可然候」と御使として佐竹基親に東国下向の過所（通行証）を発給するよう命じている。⁴⁰ この時の使命は將軍足利義晴の上意を常陸佐竹氏に申し届けることであつた。その御内書では、佐竹当主を佐竹次郎と呼び、その忠節に対する感状を直接当人に発給するのではなく、同族の佐竹新介を通じて申し届けるという内容であつた。これは古河公方秩序下の佐竹氏に対して間接的に接触を試みたもの

であり、かつて佐竹義舜により奉公衆美濃佐竹氏（佐竹常陸基親）を常陸佐竹家中秩序に取り込もうという動き（美濃佐竹氏を亀岡姓に変え本宗家以外佐竹姓を名乗らせない⁴¹）に対し、逆に常陸佐竹氏を幕府秩序に取り込もうという働きかけでもあつた。これについて大館常興・高信からも常陸佐竹氏・美濃佐竹氏に添状が付され、同名の新介と面談し忠節を賞する將軍の意を受け取るようにと言いつつ、美濃佐竹新介が常陸佐竹氏と同名（同苗⁴²）であることを強調している。⁴³ それは、幕府として美濃佐竹氏の苗字の変更には同意できないという意思の伝達でもあつた。古河公方の秩序体制下にあつた義篤は幕府から見れば無位無冠で佐竹次郎としか呼べない存在であつたが、これは常陸佐竹氏への官位授与をにおわせ美濃佐竹氏の苗字変更を思い止まらせようという高等戦術であつた。

b、天文七年の佐竹基親の関東下向と官途授受

天文七年十一月八日、関東より將軍義晴へ鷹・馬が進上されるということで、上意により佐竹基親が下向せられた。⁴³ これは関東とあるので常陸に限つたことではないが、先に將軍が義篤に忠節を賞し官位授与の打診を行つたためこれに応じ相当の贈与を行うことになつたものと考えられる。その結果、天文九年八月十四日には幕府・朝廷により義篤に対して常陸国守護として右馬権頭（従四位下、元従五位下）という官位の授与がなされた。⁴⁴ これは父の義舜が古河公方秩序により右京大夫（正五位上相当）であつたのを考慮に入れたものであろうが、義篤はこれに不満だつたようである。後名乗りを大膳大夫（正五位上相当）に変えている。⁴⁵

二、天文七年部垂の乱の再燃と小場氏の加担

a、小瀬の戦い

一方、天文七年三月になると小瀬一戦や部垂での戦い（三月二十二日河井玄蕃助討死）が始まり対立が激化した。⁽⁴⁶⁾これは先述のように江戸氏による岩城・白川氏の再介入の企てが露見したためであるろう（ここから先出の年不詳十二月三日の野内隼人助充て佐竹義篤書状は天文六年のものと見られる）。この頃、佐竹北氏系と思われる義頭が小瀬陣所から上小瀬の土豪栗田氏へ書状を遣わしており、佐竹北氏は小瀬領に侵攻し陣所を構えたと見られる。⁽⁴⁷⁾

こうした中で、天文七年六月一日に部垂義元は部垂松吟寺天神画像の裏に佐竹四郎義元と記して花押を据え（花押H）、佐竹の本姓を名乗り当主に次ぐ立場であることを鮮明にした。これは義元の弟義隣（二四歳）が重用され太田城南に住し、後に佐竹南家と称されるようになることへの反発もあつたと思われる。しかし、義元にとつてこれまでともに戦ってきた宇留野義長は白川領へ去つたため新たな協力者を求める必要が出て来た。

b、部垂の乱の拡大と小場氏の立場

天文八年になると佐竹・小場・部垂へと戦乱が拡大するが、ここで小場義実がもう一方の極として登場してくる。小場氏は先述のように先代の義舜の時には佐竹一門の重鎮として重用されていたが、その後義篤への代替わりによりそうした立場は反故にされた。また、先代の小場義実（四代目）の次男竹岩（法名）が分家して前小屋に進出し前小屋城を拠点としていたが、天文四年に岩瀬（常陸大

宮市上岩瀬・下岩瀬）の所務を取り扱っており、周辺に勢力を拡大していた。

年未詳十月二十五日、部垂義元は泉掃部衛門の抱えていた大はたけを小場氏へ返す代わりにその替地を与えると充行状を渡した。

【史料一七】部垂義元知行充行状写（秋公藏『茨史』中IV、秋家蔵六一―二十五、二二―一頁、花押I）

大はたけ小場へ於「罷掃上二」、彼か、ひさう（相違）いなく（遺）つかハすへく候也、謹言

（花押影）

十月廿五日

泉掃部衛門殿

これを裏読みすると、義元は以前に小場氏（前小屋氏）との領地紛争で土地を奪つたことがあり、その土地を戦功のあつた泉氏に充て行つていたのであるが、これを小場氏に返還し協力関係を築こうとしたものと考えられる。この場合、以前の充行地は抱え地とされており預け地同様の扱いであつた。これらのことは義元が小場氏との対立関係から協力関係へと舵を切つたことを示している。

この時期、久慈川中流右岸の河岸段丘には南から前小屋・宇留野・部垂城という城が構築されていたが、部垂義元・宇留野源五郎が宇留野・部垂城を支配し佐竹義篤と対峙することになると前小屋城との連携が必要となり小場義実と組むようになったのではなからうか。このように連接した三つの城を組み合わせた防御態勢は小山氏の思川沿いの祇園城、長福城、鷺城等にも見られ、佐竹本宗家の

太田城に対する強力な陣構えとなっていた。

三、天文八・九年部垂の乱の最終段階

a、天文八年の総攻撃

これに対し、佐竹本宗家側は天文八年、三城に対して総攻撃を掛けた。天文八年三月には佐竹氏により前小屋城が落とされ多くの戦死者が出た。また同じく三月部垂義元の居城部垂要害(城)も攻撃された⁽⁵⁶⁾。七月になると宇留野城・部垂城が共に攻撃され七月七日には激しい戦いが行われ攻撃側の佐竹北義住が宇留野で戦死し、同じ七日に宇留野源五郎も部垂で戦死している⁽⁵⁷⁾。逆意が露見したと見られ領外への出奔も差し止められた源五郎にとって佐竹本宗家側との対決しか道はなかった。そのため、宇留野城と部垂城を守って戦っていたが、最後には部垂城で戦死したと考えられる。攻撃方も佐竹義元の後見の北義信の嫡子義住が戦死していることから見て、この攻撃が大将合戦規模の総力戦であったことが窺える。こうした状況の中で部垂義元は陣営を再構築するため天文八年六月に泉掃部左衛門尉に東野を、同十二月にその奉公により小倉の地を充て行っている。

【史料一八】部垂義元知行充行状写(秋公蔵『茨史』中IV、秋

家蔵六一三、二二二頁、花押J)

東野之内拾貫文之処遣⁽⁵⁸⁾之候、依奉公⁽⁵⁹⁾重而可⁽⁶⁰⁾被⁽⁶¹⁾充行者也

(部垂義元
花押影)

天文八稔己亥六月吉日

和泉掃部左衛門尉殿

【史料一九】部垂義元知行充行状写(秋公蔵『茨史』中IV、秋

家蔵六一三、二二二頁、花押K)

小蒼二貫文之処、指しそへ候て遣⁽⁶²⁾之候、恐々謹言

(部垂義元
花押影)

天文八稔十二月吉日

泉掃部左衛門尉殿

泉氏の系譜では先祖は常州小倉・東野・野口住となっているが本貫の地は記されていない⁽⁶³⁾。宇留野村の南の泉村は文政六年以前は前小屋村と呼ばれていたが⁽⁶⁴⁾、前小屋は城の名前であるのでそれ以前の村名は泉村であったと思われる、これが泉氏の名の元になったのではなからうか。ということ、義元は落城した前小屋城下の土豪泉氏を部垂城防衛に誘ったと考えられる。この時、義元の充て行った土地から見てその勢力圏は部垂城下の部垂宿を中心小場との境の東野や久慈川対岸の小倉、さらには後出する北の久慈窪(常陸大宮市上大賀)まで及んでいたと言えよう。

一方、天文八年十月に、佐竹義篤は下野国で那須政資・高資父子が対立していたことに対し、小田政治・宇都宮俊綱とともに政資を助けて高資の烏山城を攻撃したが、城の守りが堅く兵を引き揚げて⁽⁶⁵⁾いる。これは部垂城総攻撃の後で十分な兵力を投入できず、長陣すれば手薄になった太田城に逆襲を掛けられる恐れもあったためと思われる。一体、部垂城がいまだに落城していない中で烏山に向け部垂を通過することはできるはずもなく、義篤が烏山に軍を送るには

太田から西金砂山を横切り山縣城を経て長沢・下松沢から高部・鷲子を抜けるルートしかなかったと考えられる。

b、天文九年部垂の乱の終結

天文九年正月十一日、部垂義元は野上次郎右衛門充て書状で、今度の取り乱れの最中に城中にしかと留まり奉公をしたので久慈窪東の河原を返す、この上奉公すればその意に及ぶであろうと述べている。

【史料二〇】部垂義元書状写（秋公蔵『莢史』中IV、秋家蔵八

一三三、四九頁、花押L）

今度取乱最中、城中ニ控与有^レ之、奉公引^ニ由緒^一佗言申候間、久慈窪東之河原速ニ返置候、此上於^レ而奉公申候者、可^レ及^ニ其志^一者也

天文九年正月十一日

（花押影）

野上次郎右衛門殿

この野上氏は先述のように元部垂城主小貫氏の被官であったが、小貫氏の内紛後義元側に付き最後まで忠節を尽くしたと見られる。

小場氏では嫡子の小場義忠は参陣せず父の義実だけが部垂城に入り、天文九年三月十四日、佐竹義篤の攻撃により小場義実および部垂義元・竹寿丸父子が戦死した⁽⁵⁰⁾。その後も、義元同意の輩は討伐され、長倉三郎義成（義忠）も四月三日に野口において戦死した⁽⁶⁰⁾。ここで、長倉義成はなぜ義元方に同意していたのであろうか。義成が野口で戦死したということは、野口に拠点を持っていたということとなる。先述のように大山氏は野口の支配をめぐって高久氏や長

倉氏と争い、はじめは岩城氏に調停を頼み、それが不調に終わると佐竹義篤に自訴したと考えられる。そのため、大山氏は佐竹義篤と起請文を交わし有力な支援を得たのであるが、長倉氏としてもそれに対抗するため部垂義元に結びついたと考えられる。

四、部垂の乱の処置と諸動向

a、部垂の乱後の処置

五月十二日には佐竹義篤により部垂の土地は接收され、天王の近辺の畑、由賀⁽⁶¹⁾の道沿いの畑が諏訪大明神稲荷大明神・鹿島大明神に寄進され戦後処理が行われた⁽⁶²⁾。また、敗れた部垂義元の被官たちは「部垂人数⁽⁶³⁾」（部垂衆）として再編成され根本紀伊守義里の指南下に入り慶長七年（一六〇二）の秋田移封では小場氏の配下として大館に定住し部垂八幡神社を祀った。この神社の宝物として義元直筆といわれる二首の和歌が伝えられている。一つは「(夏月)、とりかねも鳴く一声に明やすき、月の別に恨とそきく」で恋の別れを、もう一つは「(夕立)、此里もはやかけうけて夕立の、くもふく風にむかふす、しき⁽⁶⁴⁾」と夕立の風雨に立ち向かう姿を詠んだものである。

b、その後の宇留野義長の去就

一方、義篤より赦免された宇留野義長はいったん白川領に入りその後、岩城氏の元へ身を寄せたとみられ、天文十一年岩城領赤浜妙法寺に佐竹義長・源七郎の名で鱗口⁽⁶⁵⁾を奉納している。さらに、元龜二年（一五七二）宇留野源兵衛尉は佐竹領の真弓別当と土地をめぐって相論し佐竹義重よりその地が吉原修理亮に与えられている⁽⁶⁶⁾。

この頃にはすでに宇留野氏は佐竹領内に戻り佐竹氏に再出仕していたと思われ、天正十年（一五八二）には宇留野源兵衛義長は佐竹氏の重臣として佐竹義宣の元服に列座している。⁶⁶

おわりに

「部垂の乱」の原因は佐竹当主をめぐる義篤・義元兄弟の争いであるとか、義篤の強権的な支配への反発であるとか言われてきたが、①そもそも、義篤が若くして佐竹本宗家を相続した治政初期には佐竹北・東家の後見があつたにもかかわらず国人同士の所領紛争が多発し、それに有効に対処できていなかった。また、国人層内部においても部垂城主小貫氏のように一族争いが絶えなかった。宇留野氏の場合も同様で、佐竹義俊の子酒掃と天鳳存虎の二つ系統が並存していた。ところが、前者の酒掃の子四郎の後継者として佐竹義篤の弟義元が入り、大伯父宇留野義長がその後見となると、その成長につれ競合を避けるためその自立化を支えるようになった。そこで、以前から対立関係にあつた部垂城を享禄元年に攻撃し、翌二年には城を落とし小貫俊通を自害させ、義元は部垂城の主となった。

②その後、天文三年まで大きな紛争がなかったのは、義篤側ではこうした義元の部垂城攻撃を含む地域間紛争に依然として対処することができなかつたからであろう。③その後、地域間紛争が激化し義元が勢力を拡大するようになると、義篤側は天文三〜四年にかけて起請文を使った紛争の調停をはじめ、それが不調の場合は、その一方を支持し武力による解決を行うようになり、各地で合戦が勃発

し在地社会が二分されるようになった。これを牽制し、討伐される側を擁護するため江戸氏の要請で岩城氏の佐竹領出兵が行われた。これに対して天文四年伊達氏は背後で岩城氏と佐竹氏が戦うことを嫌い和睦を勧めたが、その際江戸氏同意の衆を赦免するよう求めた。

④このため、同年十二月には、一旦和睦が調い領内の合戦は止み、江戸氏が擁護していた宇留野氏らは赦免され、翌五年義長は岩城氏の口利きで白川領へ移った。しかし、その裏で江戸氏は再び岩城氏と白川氏に佐竹領へ出兵するよう工作を進めていたが、岩城氏は義長を通じて白川氏にその進捗状況を問い合わせていた。ところが、この動きが露見し宇留野城に留まっていた宇留野義長の嫡子源五郎も関与を疑われ佐竹領から出奔しようとしたが義篤により先手を打たれ出国できなくなった。

⑤こうして、天文七年になると部垂の乱が再燃し小瀬・部垂での戦いが始まり、八年には義元側に小場義実も加わり連携した部垂・宇留野・前小屋三城に対して義篤側の総攻撃がなされ北義信の嫡子義住が戦死し、部垂城では宇留野源五郎が戦死した。翌九年三月には残った部垂城に対する攻撃がなされ義元父子および小場義実が戦死し、野口では義元同意の長倉義忠が討伐され、部垂の乱は終息した。

⑥こうした内乱を通じて佐竹氏は義篤後見の北・東家に加え弟の義隣を南家として取り立て佐竹三家体制が成立し、敗北した部垂側の土豪は部垂衆に編成され、佐竹氏有力家臣の指南下に置かれた。

対外的には古河公方晴氏が関東管領上杉氏と対立するなかで、義篤は幕府奉公衆の美濃佐竹氏への常陸介任官をめぐる軋轢で幕府・朝廷より右馬権頭に任官されたがその後自ら大膳大夫を名乗っており、幕府・古河公方に対して相対的立場を採ったと言えるよう。

山入の乱後期以降の佐竹氏の地域権力確立としては、a、義舜の山入氏義打倒（永正元年）、b、義篤の部垂義元打倒（天文九年）、c、義昭の江戸忠通圧伏（天文二十年）という三段階の統一過程を考える必要がある。

末尾となるが、花押写真版については、茨城県立図書館、秋田県公文書館、東京大学文学部日本史学研究室、福島県文書法務課、棚倉町生涯学習課、八槻浩子氏のご厚意により掲載させていただき、感謝申し上げます。

【註】

- (1) 『佐竹家譜』上巻、東洋書院、一九八九年、一五六頁。
- (2) 『佐竹家旧記』一、東京大学史料編纂所所蔵。
- (3) 『部垂御城実伝』常陸大宮市鷹巣、豊田藤夫氏所蔵。『新編常陸国誌』下巻（影印版）、崙書房、一九七四年、二二三五頁。
- (4) 『常陸太田市史』常陸太田市、一九八四年、三三三～三三五頁。
『大宮町史』大宮町、一九七七年、二二九～二三八頁。それぞれ江原忠昭氏執筆分担。
- (5) 市村高男「戦国期常陸佐竹氏の領域支配とその特質」（『戦国期東国の都市と権力』思文閣出版、一九九四年、一一七頁）。
- (6) 佐々木倫朗「永正期における佐竹氏の下野出兵」「佐竹氏の小田進出と越相同盟」（『戦国期佐竹氏の研究』七二・七三・七八頁、初出は一九九八・二〇〇一年）。
- (7) 山縣創明「部垂の乱と佐竹氏の自立」（『佐竹一族の中世』高志書院、二〇一七年、八八・九五頁）。
- (8) 永正七年佐竹義舜起請文（『茨城県史料』中世編Ⅳ、秋田藩家蔵文書一〇―一九八・九九、二八二・二八二頁、以下『茨史』、中Ⅳ、秋家蔵と略す）。
- (9) 久慈郡薩都宮奉加帳（『水府志料』附録一六、『続群書類従』三下神祇部）。
- (10) 佐々木倫朗「戦国期権力佐竹氏における三家の政治的位置」（『茨城県史研究』八八号、二〇〇四年、四三頁）。
- (11) 文龜元年佐竹義舜名字状写（『茨史』中Ⅳ、秋家蔵六一一、二〇六頁）。
- (12) 『いわき市史』第八巻、いわき市、一九七六年、三五四頁。
- (13) 小祝兵衛三郎・和田昭為連署書状写（『茨史』中Ⅳ、秋家蔵一五―一八、三一六頁）。
- (14) 『佐竹家臣系譜』常陸太田市、一九八二年、二五七頁。正長元年足利持氏感状写（『茨史』中Ⅳ、秋家蔵七一、二二二頁、鳥名木国義着到状（『茨史』中Ⅰ、鳥名木文書一四、三六四頁）。
- (15) 「康応記録」秋田県公文書館所蔵。
- (16) 年未詳江戸通長書状（『茨史』中Ⅳ、阿保文書、一二六頁）。

- (17) 領地違乱書付写〔『茨史』中IV、秋家蔵一〇―一一三〕
一一六、二八八―二八九頁。
- (18) 永正二年経元書状写・永正三年経元知行充行状写〔『茨史』中IV、秋家蔵八一―二六・二七・二八・二九、二四七・二四八頁〕。
- (19) 「安政二年那珂郡大宮村百姓軒別順帳」常陸大宮市菊池武義氏所蔵。
- (20) 「佐竹系譜」常陸太田市史編さん委員会、一九七八年、一二七・二四二頁。「常陸三家譜」東京大学史料編纂所所蔵。
- (21) 年未詳佐竹義舜書状〔『茨史』中V、茂木文書六四、三五九頁〕。
- (22) 「東州雜記」秋田県公文書館所蔵。
- (23) 前註(14)『佐竹家臣系譜』三二八頁。
- (24) 『大宮の地名』茨城県常陸大宮市・大宮郷土研究会、二〇一〇年、一〇頁。
- (25) 天正十二年正月十二日妙徳寺棟札、水戸市加倉井町、妙徳寺所蔵。
- (26) 前註(14)『佐竹家臣系譜』。
- (27) 前註(20)「常陸三家譜」。
- (28) 「増修和漢合運図」〔『内原町史』内原町、一九九六年、三四九頁〕。
- (29) 前註(22)「東州雜記」。
- (30) 前註(13)『佐竹家臣系譜』一六〇頁。
- (31) 前註(13)『佐竹家臣系譜』二五八頁。
- (32) 蘭部状〔『続群書類従』第二二輯下、続群書類従完成会、一九二五年、一八九頁〕。
- (33) 前註(22)「東州雜記」。
- (34) 前註(26)「増修和漢合運図」。
- (35) 前註(22)「東州雜記」。「佐竹軍功記」東北大学付属図書館所蔵。
- (36) 「異本塔寺長帳」〔『会津坂下町史』Ⅲ歴史編、会津坂下町、一九七九年、五六〇頁〕、伊達・蘆名両家関係覚書〔『いわき市史』第八卷、三一八頁〕。
- (37) 前註(22)「東州雜記」。
- (38) 那須義定『中世の下那須氏』岩田書店、二〇一七年、一〇七頁。
- (39) 『佐竹家譜』上巻、一四三頁。
- (40) 天文六年大館常興書状写〔『茨史』中IV、秋家蔵一八一―六六、三六三頁〕。
- (41) 長享三年佐竹義舜名字状写〔『佐竹家旧記』九、東京大学史料編纂所所蔵〕。
- (42) 天文六年大館常興書状写・大館高信書状写〔前註(41)『佐竹家旧記』九〕。
- (43) 室町幕府奉行人連署下知状写〔『茨史』中IV、秋家蔵一八一―五一、三五九頁〕。
- (44) 「室町家御内書案」〔『改訂史籍集覧』第二七冊、近藤活版所、一九〇二年、六八一頁〕。「歴名土代」続群書類従完成会、二六〇頁。
- (45) 「佐竹家譜」上巻、一五一頁。年不詳佐竹基親充て飛鳥井雅

「部垂の乱」の実態と在地動向―享祿・天文期の佐竹氏と岩城・江戸氏、国人・土豪層の相廻―

- 教書状〔『茨史』中Ⅳ、秋家蔵一八―五二、三三―五九頁〕。この大膳大夫殿は佐竹義篤と見られる。
- (46) 「加倉井妙徳寺旧記」〔「箕水謾録」東京大学史料編纂所蔵〕。前註(13) 『佐竹家臣系譜』一六四頁。
- (47) 年未詳義顕判物写〔『茨史』中Ⅱ、水府志料所収文書四四、三三―四頁〕。
- (48) 「松羅文庫」集古六丁、茨城県立図書館所蔵。
- (49) 前註(22) 「東州雜記」。
- (50) 前註(1) 『佐竹家譜』上卷、九三頁。
- (51) 前註(22) 「東州雜記」。
- (52) 『中世小山への招待』小山市・小山市教育委員会、二〇〇六年、一一四―一九頁。
- (53) 前註(46) 「加倉井妙徳寺旧記」。
- (54) 前註(1) 『佐竹家譜』上卷、一五五頁。前註(13) 『佐竹家臣系譜』一〇三頁。
- (55) 前註(46) 「加倉井妙徳寺旧記」。
- (56) 前註(13) 『佐竹家臣系譜』七八―八一頁。
- (57) 『茨城県の地名』平凡社、一九八二年、一八四頁。
- (58) 前註(38) 那須義定『中世の下野那須氏』。
- (59) 前註(22) 「東州雜記」。
- (60) 「長倉家伝覚書」、「佐竹家中総系図」上、六三葉、秋田県公文書館所蔵。
- (61) 天文六年佐竹義篤寄進状写〔『茨史』中Ⅴ、秋家蔵四八―四六・四九、五八―七・八、三二―九二・九七頁〕。
- (62) 元龜二年佐竹義重書状写〔『茨史』中Ⅴ、秋家蔵四六一―一〇、二〇八頁〕。
- (63) 和歌〈軸物〉(秋田県大館市部垂町、部垂八幡神社所蔵)。
- (64) 「佐竹江戸二家譜」茨城県歴史館所蔵。
- (65) 元龜二年佐竹義重充行状写〔『茨史』中Ⅴ、秋家蔵四五―六、一九〇頁〕。
- (66) 前註(1) 『佐竹家譜』上卷、二二七頁。